

## 第4回権利擁護部会からの計画案の主な変更点

前回	ページ	修正後	備考																
第1章																			
1 計画策定の趣旨 成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るために、財産管理や契約を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任する制度であり、1999年(平成11年)の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、2000年(平成12年)4月から開始しています。 (省略)	2	1 計画策定の趣旨 成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るために、財産管理や契約等の法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任する制度です。1999年(平成11年)の民法の一部改正で従来の禁治産者制度に代わって制定され、2000年(平成12年)4月から施行されています。 (省略) ※ 権利擁護支援とは、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利行使できるよう支援するもの」です。	事務局																
成年後見制度について ● 法定後見制度	3	成年後見制度について ● 法定後見制度	部会意見																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助</th><th>保佐</th><th>後見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる方</td><td>判断能力が不十分な方</td><td>判断能力が著しく不十分な方</td><td>判断能力が全くない方</td></tr> </tbody> </table>		補助	保佐	後見	対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助</th><th>保佐</th><th>後見</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象となる方</td><td>判断能力が不十分な方</td><td>判断能力が著しく不十分な方</td><td>判断能力が欠けているのが通常の方</td></tr> </tbody> </table>		補助	保佐	後見	対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の方	
	補助	保佐	後見																
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方																
	補助	保佐	後見																
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の方																
2 計画の位置づけ (1) 計画の根拠 本計画は、促進法第14条第1項に基づく市町村が定める基本的な計画であり、本市における成年後見制度の利用促進に関する事項を一体的に定める計画です。	4	2 計画の位置づけ (1) 計画の根拠 本計画は、札幌市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めた計画であり、促進法第14条第1項に基づき策定しています。	事務局																
(2) 市の総合計画との関係性(図)	4	(2) 市の総合計画との関係性(図) ・札幌市地域福祉社会計画2018と成年後見制度利用促進基本計画が体系上の関連計画であり、一体的に取り組むことが分かるよう図を修正	部会意見 事務局																
—	5	(4) SDGs(持続可能な開発目標)との関係性(新規追加)	事務局																
成年後見制度の利用に関する法律 拠粹 第七条(国民の努力)、第八条(関係機関等の相互の連携)、第十四条(市町村の講ずる措置)の条文を拠粹	9 ・ 10	成年後見制度の利用の促進に関する法律 拠粹 第三条(基本理念)、第四条(国の責務)、第五条(地方公共団体の責務)、第六条(関係者の努力)、第七条(国民の努力)、第八条(関係機関等の相互の連携)、第十四条(市町村の講ずる措置)の条文を拠粹	部会意見																

前回	ページ	修正後	備考
<b>第2章</b>			
2 成年後見制度を取り巻く現状 (1) 全国における成年後見制度の利用状況 ・成年後見制度利用者数の推移（全国）のグラフ	14	2 成年後見制度を取り巻く現状 (1) 全国における成年後見制度の利用状況 ・成年後見制度利用者数の推移（全国）のグラフ <u>総数に対する各類型の割合を追加</u> <u>2018年中の任意後見契約締結件数を追加</u>	部会意見 事務局
ウ 日常生活自立支援事業 札幌市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障がある方に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどを行っており、本市ではその活動を支援していますが、契約件数は年々減少しています。 ・日常生活自立支援事業の実契約件数の推移（グラフ）	21	ウ 日常生活自立支援事業 札幌市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障がある方に、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスなどを行っており、 <u>札幌市ではその活動を支援しています。</u> <u>なお、日常生活自立支援事業の実契約件数については、200件程度で推移しています。</u> ・日常生活自立支援事業の実契約件数の推移（グラフ） <u>表示方法（縦軸の目盛）を修正</u>	部会意見 事務局
<b>第3章</b>			
1 基本理念 権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です。しかし、その権利は認知症高齢者や障がいのある方の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要があります。 権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。 また、本人らしい生活が実現できるよう、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要となります。 このような背景から、地域の市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的・精神上の障がいのある方を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。	31	1 基本理念 権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です。 認知症高齢者や障がいのある方の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要があります。権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるため、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の <u>必要性や重要性を理解したうえで</u> 、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。 また、本人らしい生活が実現できるよう、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要となります。 このような背景から、地域の市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的・精神上の障がいのある方を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる <u>共生の</u> まちづくりを目指していきます。	部会意見

前回	ページ	修正後	備考
<p><b>2 基本目標</b> 本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。</p> <p><b>基本目標Ⅰ</b> <b>成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します</b> 権利擁護が必要な方を適切な支援につなげていくためには、地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置等を行います。</p> <p><b>基本目標Ⅱ</b> <b>誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます</b> 制度の利用を促進するためには、安心して成年後見制度を利用できる仕組みをつくることが必要です。成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行います。</p>	32	<p><b>2 基本目標</b> 本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。</p> <p><b>基本目標Ⅰ</b> <b>成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します</b> 権利擁護が必要な方を適切な支援につなげていくためには、地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、<u>地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核となる機関</u>（以下、「中核機関」という。）を設置します。</p> <p><b>基本目標Ⅱ</b> <b>誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます</b> 制度の利用を促進するためには、<u>権利擁護支援が必要な方だけではなく、ご家族や成年後見人等の誰もが</u>安心して成年後見制度を利用できる仕組みをつくることが必要です。成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行います。</p>	部会意見
<b>第4章</b>			
<p><b>施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築</b></p> <p><b>【現状と課題】</b> (省略)</p> <p><b>【施策の方向性】</b> (省略) ・本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用が行われるよう、成年後見人等を支援していきます。</p>	36	<p><b>施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築</b></p> <p><b>【現状と課題】</b> (省略)</p> <p><b>【施策の方向性】</b> (省略) ・<u>成年後見人等が成年被後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。</u></p>	部会意見
<p><b>【主な取組】</b> (1) (省略) (2) 地域連携ネットワークの機能の整備 成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら、3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築）を念頭に地域連携ネットワークを構築します。 そのうえで、成年後見制度の利用に資する4つの機能（広報機能・相談機能・利用促進機能・後見人支援機能）について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担し段階的に整備していきます。</p>	37	<p><b>【主な取組】</b> (1) (省略) (2) 地域連携ネットワークの機能の整備 成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が<u>下記の3つの役割を念頭に、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら、地域連携ネットワークを構築します。</u> そのうえで、成年後見制度の利用の促進に資する<u>下記の4つの機能について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担しながら、本計画において段階的に整備していきます。</u></p> <p><u>(3つの役割及び4つの機能を表記)</u></p>	部会意見 事務局

前回	ページ	修正後	備考
<p>(4) チームによる後見活動の推進</p> <p>地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援に結び付ける機能を強化するための仕組みとして「チーム」による後見活動を推進します。</p> <p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後は、これに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、日常的な関わりを通して本人の意思を尊重した心身・財産の保護が行なわれるよう推進していきます。</p> <p>また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう、働きかけを行います。</p>	38	<p>(4) チームによる後見活動の推進</p> <p>地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援に結び付ける機能を強化するための仕組みとして「チーム」による後見活動を推進します。</p> <p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見開始後は、これに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、日常的な関わりを通して本人の<b>意思決定支援や身上保護等</b>が行なわれるよう推進していきます。</p> <p>また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、<b>引き続き</b>本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう、働きかけを行います。</p>	部会意見
<p><b>施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施</b></p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、何がしてもらえるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。</p> <p>さらに、制度利用を検討する段階に至った場合でも、<b>制度自体の難しさや申立てに必要な書類の煩雑さ</b>などから、制度利用に至らないケースもあり、制度の利用を促進するうえでの大きなハードルのひとつとなっています。</p> <p>本市における市民意識調査（2019年（平成30年）12月実施）においても、成年後見制度の認知度が低く、市内で成年後見制度を利用している人は、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者に対して、利用率はかなり低い状況にあります。</p> <p>そのため、成年後見制度の利用促進に向けて、制度の周知啓発を行うとともに、権利擁護に関する相談対応等を実施していく必要があります。</p> <p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすいものとするよう、成年後見制度の周知啓発を進めます。</li> <li>成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために相談・支援体制を充実させます。</li> </ul>	41	<p><b>施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施</b></p> <p><b>【現状と課題】</b></p> <p>成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、<b>利用することでどのような支援を受けられるのか</b>が市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。</p> <p>さらに、制度利用を検討する段階に至った場合でも、申立てに必要な書類の煩雑さなどから、制度利用に至らないケースもあり、制度の利用を促進するうえでの大きなハードルのひとつとなっています。</p> <p>札幌市における市民意識調査（2018年（平成30年）12月実施）においても、成年後見制度の認知度が低く、市内で成年後見制度を利用している人は、市内の認知症高齢者や精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者<b>と比較して少ない</b>状況にあります。</p> <p>そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、<b>市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉施設や医療機関などに対して</b>も、制度の周知啓発を行うとともに、権利擁護に関する相談対応等を実施していく必要があります。</p> <p><b>【施策の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>成年後見制度が市民にとって利用しやすいものとなるよう、成年後見制度の理解を深めるための周知啓発を進めます。</b></li> <li>成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために、相談・対応体制を充実させます。</li> </ul>	部会意見

前回	ページ	修正後	備考
<p><b>【主な取組】</b></p> <p>(1) 制度周知のための広報・啓発活動</p> <p>本市においては、これまで、成年後見制度に関わる専門職団体や札幌市社会福祉協議会などで、一般市民向けへの周知や啓発活動を行ってきました。</p> <p>そのため、新たに設置する中核機関では、これらの機関と連携を図り、パンフレット等を活用した制度周知、フォーラムやセミナー、相談会等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行います。</p> <p>その際には、任意後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭において広報・啓発活動を行います。</p> <p>(2) 関係機関の職員に対する研修の実施</p> <p>権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応を行うためには、日常的にこれら対象者に接する機会の多い関係者の意識醸成が不可欠です。そのため、高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉や医療の関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、適切な制度に結び付けるための研修等を実施します。</p> <p>(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進</p> <p>地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センターなどの日頃の活動を通じて、権利擁護支援の必要な人を発見又は既に発見されている人を適切な制度に結び付けるよう支援していきます。</p>		<p><b>【主な取組】</b></p> <p>(1) 制度周知のための広報・啓発活動</p> <p>札幌市においては、これまで、成年後見制度に関わる専門職団体や札幌市社会福祉協議会などで、一般市民向けの周知や啓発活動を行ってきました。</p> <p>そのため、新たに設置する中核機関では、これらの機関と連携を図り、パンフレット等を活用した制度周知、フォーラムやセミナー、相談会等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行います。</p> <p>その際には、<u>日常生活自立支援事業や</u>任意後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を念頭において広報・啓発活動を行います。</p> <p>(2) 関係機関の職員に対する研修の実施</p> <p>権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応を行うとともに、<u>チームによる後見活動を推進するためには</u>、日常的にこれら対象者に接する機会の多い関係者の意識醸成が不可欠です。そのため、高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉や医療の関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業なども含めた、適切な<u>権利擁護支援</u>に結び付けるための研修等を実施します。</p> <p>(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進</p> <p>地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センター、<u>福祉の専門職である介護支援専門員や相談支援専門員等の日頃の活動・業務を通じて、既に発見されている人はもとより、権利擁護支援の必要な人を発見して</u>適切な制度に結び付けるよう支援していきます。</p>	42 部会意見
<p><b>施策4 後見人となる人材の育成・活用</b></p> <p>(省略)</p> <p>(2) 法人後見事業の推進</p> <p>法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任したのと同様に、判断能力が十分ではない人の保護・支援を行うことをいいます。</p> <p>法人後見は、長期間の後見業務が想定される場合、継続性や専門性の観点から、その活用が有用である場合もあるとされています。</p> <p>そのため、本市では、法人後見実施団体の活動を推進するために、地域連携ネットワークを活用し、後見活動に関する相談対応を行います。</p>	45 ・ 46	<p><b>施策4 後見人となる人材の育成・活用</b></p> <p>(省略)</p> <p>(2) 法人後見の推進</p> <p>法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任したのと同様に、判断能力が十分ではない人の保護・支援を行うことをいいます。</p> <p>法人後見は、長期間の後見活動が想定される場合、継続性や専門性の観点から、その活用が<u>必要な場合もあります</u>。</p> <p>そのため、法人後見実施団体の活動を推進するため、地域連携ネットワークを活用して後見活動に関する相談対応を行うとともに、<u>今後の法人後見のあり方等について研究していきます</u>。</p>	部会意見

前回	ページ	修正後	備考
施策5 権利擁護支援に関する検討の場の整備	47	施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備	部会意見
施策6 後見活動を支援する仕組みづくり  (省略)  【施策の方向性】 ・本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する体制を整備します。  (省略)  【主な取組】 (1) (省略) (2) チームに対する支援 本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム化の構築を支援するとともに、チーム関係者からの相談対応も行い、適切な制度運用がなされるよう支援します。 (3) 専門職等との連携の強化 中核機関に設置する相談窓口に寄せられた後見活動等に関する専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等に対する実務支援の充実を図ります。 また、後見活動等に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて、中核機関に専門職の窓口を配置するなどの支援体制の構築について検討していきます。	50	施策6 後見活動を支援する仕組みづくり  (省略)  【施策の方向性】 ・本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。  (省略)  【主な取組】 (1) (省略) (2) チームに対する支援 本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援をするとともに、チーム関係者からの相談対応も行います。 (3) 専門職等との連携の強化 中核機関に設置する相談窓口に寄せられた後見活動等に関する専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等を対象とした後見活動等に関する支援の充実を図ります。 また、後見活動等に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて、中核機関に専門職の窓口を配置するなどの支援体制の構築について検討していきます。	部会意見
第5章			
計画の推進体制  (1) 市民、関係団体、行政等による連携した計画の推進 (2) 計画の進行管理・評価  本計画の進行管理・評価は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら検証するとともに、地域連携ネットワークにおける札幌市成年後見制度協議会(仮称)からも意見をいただき、今後のより良い施策展開につなげていきます。	53	計画の推進体制  (1) 市民、関係団体、行政等の連携による計画の推進 (2) 計画の進行管理・評価  本計画は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただき検証していきます。 なお、中核機関の運営等に関しては、地域連携ネットワークにおける札幌市成年後見制度協議会から意見をいただきながら、今後のより良い施策展開につなげていきます。	部会意見